

# あなたの保険金が狙われています!

火災保険・地震保険の請求を  
訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する  
業者とのトラブルが急増しています。

トラブル  
1

## 甘い言葉で誘惑



うちがサポートすると平均100万円は  
皆さんもらっていますよ。支払われた  
保険金の使い道は自由です。



100万円ももらえるの!?  
ぜひお願いします!

保険金は手数料なしで  
申請いただけます。

えっ! そんなにサポートの  
手数料をとるの!?  
残ったお金では修理できないよ。



トラブル  
2

## 知らない間に詐欺に加担



被害診断から  
保険金の請求まで  
全てこちらに  
お任せください!



もともと古くなって  
壊れている箇所もあるけど、  
本当に任せていいのかな…

うその理由で保険金請求すると  
詐欺に該当するおそれがあります。  
保険金請求のためにわざと屋根を破壊する  
業者も存在します。



「保険が使える」と言われたら!  
ご自身でご加入の「損害保険会社」か  
「損害保険代理店」に

# まず相談!

トラブル事例を  
YouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ  
「住宅の修理に関する  
トラブルにご注意ください」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



一般社団法人日本損害保険協会四国支部

後援 香川県/香川県警察 徳島県/徳島県警察 愛媛県/愛媛県警察 高知県/高知県警察

# 四国4県 台風や水害、地震保険の請求を勧誘する業者とトラブルが多発しています。



## よくあるトラブル事例

保険金が使えて自己負担0円です。



実際には支払われた保険金の数十%を手数料として請求され、残金では修理できないケースが多発しています。

経年劣化も自然災害のせいにして保険金請求しちゃいましょう。



経年劣化は保険金の対象外です。ご加入の保険の補償内容をご自身で確認しましょう。

## 実際のトラブル事例

**1** 災害を調査している機関を名乗った電話があり「負担額なく屋根の修理ができる」と言われたので自宅に来てもらった。業者は、「大雪の影響で屋根の樋がずれている。費用は保険会社から出るのあなたの負担はない。保険会社との交渉はすべて業者が行う」と言われたので、負担額がなくなればよいと思い契約書に印鑑を押した。書面はすべて業者が持ち帰ったので手元にない。契約書が手元にないうえ「当社で工事をしなかった場合は、保険金の4割を支払ってもらおう」と言われており不安だ。解約したい。

**2** インターネットで、「保険金請求を行う際に必要な、災害での被害状況説明のお手伝いを行っています」と書かれたサイトを見つけ、連絡を取った。後日、事業者が自宅に来訪し、「火災保険で外壁、雨樋、ベランダの手すりの修理ができる。申請の手伝いをするが、完全成功報酬型で、保険金が支払われた時にのみ保険金の30%を請求する」という説明を受けて契約をした。その後保険金が100万円下りたので、住宅メーカーに修理を依頼したところ、70万円では修理できないといわれてしまった。100万円の保険金に対して、30万円の報酬は高額過ぎるのではないか。

※国民生活センター相談事例をもとに再構成 出典:一般社団法人日本損害保険協会発行「住宅修理サービストラブル注意喚起チラシ」

火災保険や地震保険を使って無料で住宅修理ができるといった勧誘があったら、まずはご加入の保険会社や代理店にご相談ください。

損害保険に関する  
ご相談先

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

0570-022808

全国共通・通話料有料  
電話リレーサービス、IP電話からは  
03-4332-5241へおかけください

受付日:月~金曜日(祝日・休日および12/30~1/4を除く) 受付時間:午前9時15分~午後5時

契約  
トラブルに  
関する  
ご相談先

全国共通の電話番号

「消費者ホットライン」

188

身近な消費生活相談窓口につながります!